

令和5年9月

平成30年北海道胆振東部地震より5年を迎えて

札幌司法書士会
会長 後藤力哉

平成30年9月6日の北海道胆振東部地震発生から5年が経過しました。改めて、犠牲となられた方々に謹んで哀悼の意を表するとともに、ご遺族並びに被災された皆様に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

地震発生から5年が経過したとはいえ、被災地の復興や被災された方々の生活再建が途上であることを決して忘れてはならないと考えています。また、この5年の間には新型コロナウイルスによる未曾有のパンデミックにより、人と人との接触の機会を減らさざるを得ない状況が発生し、支援を必要とされている方々の元に駆けつけられないもどかしさも抱えて参りました。

さらに現在においても日本各地で地震や水害等の災害が発生しており、大切な人を失ったり、住み慣れたご自宅を失ったりされている方が多くいらっしゃることに心が痛みます。

札幌司法書士会では、東日本大震災の復興支援として仮設住宅での巡回法律相談を継続した経験を踏まえて、北海道胆振東部地震発生直後の9月10日から緊急電話相談を継続して行い、仮設住宅も訪問して、様々なご相談をお受けして参りました。現在、それらの経験を蓄積し、今後起こりうる災害に備えて、迅速に支援活動を開始するための準備を進めています。また北海道災害復興支援士業連絡会及び札幌地域災害復興支援士業連絡会等との連携もより一層強化し、災害発生時には行政及び各種専門家と協働して支援に当たる所存です。

私たち司法書士は法律の専門家として、被災された方々のお力に少しでもなれるよう、不安なお気持ちを少しでも取り除くことができるよう、災害対策事業を継続していく所存です。被災地の復興と、被災された方々の生活再建を心から祈念いたします。